



校 訓

1 自 主

1 誠 實

1 明 朗

## 目 次

校 歌	2
時 程 表	3
生 徒 心 得	4
特 別 指 導	9
届出・承認・許可願一覧	10
台風・大雪に伴う措置，忌引	11
経営企画室より	13
学校図書館利用心得	16
物品の取扱業者	18
学校保健に係る事項	19
生徒会会則	26
選挙管理規定	45

# 校 歌

勝 承夫作詞  
堀内敬三作曲

♩=118

や よ い の は な は ら ん ま ー ん と  
ぶ ん か の は る を う と う と き む  
こ う が お か の ま な び や に き  
ぼ う の ひ か り み ち わ た ー る  
あ あ せ い し ゅ ん の か ん げ き の  
あ つ ま る と こ ろ わ が ぼ こ う

一、弥生の花は爛漫と

文化の春を謳うとき

向丘の学舎に

希望のひかり 満ちわたる

ああ青春の感激の

あつまるところわが母校

二、自由の空をかけりゆく

平和の鳥ぞわが姿

世界につづく友愛の

道遙かなり わが前に

ああ純情のほとばしる

心の故郷わが母校

## 《 時 程 表 》

予 鈴	8:25
第 1 時限	8:30 ～ 9:20
第 2 時限	9:30 ～ 10:20
第 3 時限	10:30 ～ 11:20
第 4 時限	11:30 ～ 12:20
昼休み (予 鈴)	12:20 ～ 13:00 (12:55)
第 5 時限	13:00 ～ 13:50
第 6 時限	14:00 ～ 14:50
第 7 時限	15:00 ～ 15:50
下 校 (完全下校)	16:50 (18:20)

## 生徒心得

社会においては、個人の生活を守りその幸福を実現するために規則が存在している。学校においても、学校生活をより向上させ、学習能率を高めるにふさわしい環境をつくるための規律は必要である。民主的に、私たちは規律にたがわない行為をすることが大切であって、この心得は、このような理想に達するための手びきとして理解し、達成に努力すべきである。

1 学業は生徒の本分であるから、真面目な態度でこれにあたり、常に真理の探究に努力しよう。

2 相互敬愛の精神にもとづき、相互の人格を尊重しあい、常に品位を持って、誠実に行動しよう。

(1) 他人の迷惑となるような行為はしない。

- (2) 校内、校外において、品位ある行動をし、社会道徳を率先して守るように心がける。
- (3) 先生や来客に対しては礼を欠かさず、また生徒間のあいさつを励行する。
- (4) 応対や言葉使いは、明朗で正しく粗野にならないようにする。

3 学校の規則を守り、快適で楽しい高校生活を送ろう。

- (1) 始業時刻等、決められた時間を守る。
- (2) 授業、行事等、決められた場所で活動する。
- (3) 年間を通じて通常16時50分までに下校する。
- (4) 時間外に居残る場合、原則18時までとし担当の先生の監督を必要とする。休日に登校する場合は、担当の先生の監督を必要とする。
- (5) 学校の内外において学校名を使用して行事

を行う場合は、係の先生の許可を必要とする。

(6) 公共の施設、教具、校具、その他諸施設を大切に扱う。万一、破損した場合は担当または担当の先生に届け出る。

(7) 所持金品は個人の責任において管理する。  
金銭は、必要以上持参しない。

(8) 所持した金品を紛失した場合は、直ちに担任、または生徒部遺失物係の先生に届け出る。

(9) 学習及び部活動に必要なでないものは持参しない。

(10) 頭髪は脱色や染色等、生来の姿を変えるような加工は行わない。化粧やカラーコンタクト、まつ毛パーマ等も禁止です。服装は制服を正しく着用する。

(11) 校内は決められた上履き、体育館は体育館履きを用いる。

(12) 校内の美化に一人一人が留意し努力する一方、清掃当番は責任を持って確実に実行する。

(13) アルバイトは禁止する

(14) 自転車通学は届を出し、許可を受けること。  
ヘルメットは必ず着用する。

4 地震、火災などの緊急時は指示に従い、落ち着いて行動しよう。

(1) 大規模地震の警戒宣言時など、緊急時の避難場所、連絡方法について家族と話し合い決めておく。

(2) 緊急時は、身の安全を最優先にし、先生の指示に必ず従い、互いに助け合い、迅速に行動する。

5 身分証明書は常に携行し、紛失の場合は担任に届け出て、再発行してもらう。

6 選挙運動・政治的活動について

- (1) 18歳未満は一切の選挙運動はできない。
  - (2) 18歳以上で選挙運動をする場合は、公職選挙法に基づいて行うこと。
  - (3) 校内では、政治的中立性を確保することが求められているので、放課後、休日を問わず、選挙活動・政治的活動をしてはならない。
  - (4) 校外においては、家庭の理解の下、法令等を守り適切に行動することは制限しない。
- しかし、違法なもの、学業や生活に支障が生じるもの及び学校教育の円滑な実施に支障が生じるものは、禁止する。

## 特別指導

生徒の問題行動があった場合は、次の通り指導を行う。

### 1 指導の種類

ア説諭 イその他

### 2 主な特別指導対象行為

- ・喫煙行為・喫煙具所持・喫煙同席
- ・飲酒・薬物乱用・窃盗・暴力，暴言行為
- ・考査不正行為・器物損壊 ・頭髪 ・服装
- ・自動車通学（原付，自二，普四等）
- ・SNSの不適切使用

3 部活動，部合宿中に発生した場合は，状況により部活動の活動停止もあり得る。

4 器具損壊は，指導と同時に弁償する。

## 届出・承認・許可願一覧

	事 項	形式・用紙	届出者	提出先
届	欠席・結果・遅刻・早退・忌引等	Classi	保護者	担任
届	紛失物・拾得物盗難	職員室	生徒	生徒部
届	破損	職員室	生徒	担任・顧問－生徒部－経営企画室（弁償）
届	自転車通学	職員室	生徒及び保護者	生徒部
届	①住所 ②保護者・氏名変更	HP・経営企画室	生徒及び保護者	①担任（住民票等） ②担任（戸籍抄本の写し等）
認	ピラ・ポスター等の配布・掲示	現物	生徒	生徒会役員
認届	集会	口頭	生徒責任者	顧問の承認と使用会場責任者の許可
願	やむを得ない外出	職員室	生徒	担任（不在の時は学年の教員）
願	公欠	職員室	生徒	担任・担当教員－教科担任
願	生徒証再発行	HP・経営企画室（台紙）	生徒及び保護者	担任（写真添付・ﾀﾞｲ4×ｺｺ3cm）

## 台風・大雪に伴う措置

原則として、通常授業を行う。なお、登校時には安全に十分注意すること。

交通事情等により登校できない場合の欠時等については考慮する。

また、状況によりそれ以外の対応をすることもあり得る。各自で学校のホームページ、Teamsを確認すること。

## 生徒の忌引について

1 忌引の日数を次のように定める。

父母の場合…………… 7 日

祖父母・兄弟の場合…………… 3 日

その他の親族の場合…………… 1 日

2 なお、父母の法事の日も忌引扱いとする。

## 経営企画室より

### 1 窓口事務取扱時間

平日 8 : 20 ~ 16 : 50
---------------------

### 2 証明書について

#### (1) 生徒証

3 年間使用します。記載内容の変更や破損・紛失の際は、速やかに経営企画室へ届け出てくださ  
い。

#### (2) 在学・成績等の各種証明書，学生生徒旅客 運賃割引書（学割）等

証明書の発行は，原則として申請した日の翌日と  
なります。受領の際は，生徒証を提示してくださ  
い。※申請書はHPにも掲載

### 3 諸願届について

#### (1) 変更届（住所・通学経路，保護者・氏名）

変更が生じた場合は，速やかに学級担任を経由し

て経営企画室へ届け出てください。

※様式はH P にも掲載

(2) 休学願, 退学願, 転学願, 復学願

学級担任を経由して経営企画室へ提出してください。

#### 4 授業料について

年額： 118,800円

納入回数： 年額1/4 ( 29,700円) ,

3/4 ( 89,100円) の2回

#### 5 学校徴収金について

積立金, 生徒会費, P T A 会費を徴収いたします。

#### 6 支援制度について ( 令和5 年度現在)

(1) 就学支援金制度

授業料に充てる支援金制度です。

## (2) 授業料免除制度

就学支援金が所得要件により受給できない場合、東京都の授業料免除制度により、授業料を全額免除します。

## (3) 奨学のための給付金

授業料以外の経費負担軽減のための給付金制度です。

## (4) 給付型奨学金

模擬試験、検定試験等の費用を軽減する制度です。

## (5) 奨学金について

各種奨学金制度があります。

( 東京都私学財団育英資金など )

## 学校図書館利用心得

### 開館時間

- ・ 月曜日～金曜日 8 時 30 分～16 時 40 分
- ・ 長期休業中の開館はその都度連絡します。

貸出： 1 人 3 冊まで， 2 週間

予約： 読みたい本が貸出中の場合， 予約できません。

リクエスト： 所蔵のない本について要望により， 購入します。

レファレンス： 読みたい本や， 調べたい事柄についての本や， その他の情報を提供します。

## 利用上の注意

- ・飲食物の持ち込みは禁止。
- ・携帯電話の利用は禁止。
- ・他の人の迷惑になる行為はしない。
- ・図書を紛失した場合は、すぐに図書館に届け出る。
- ・原則として、紛失した本と同じ本を買って返す。

## 物品の取扱業者

1 制服 西武渋谷店 学生服売場

03-3462-0111 (代)

2 体育用品

上履き

体育館シューズ

体育着

サス・スポーツプロダクト

03-3233-3711

3 教科書 南天堂書房

校章 ( バッジ ) 03-3811-2428

## 学校保健に係る事項

### 1 定期健康診断について

学校保健安全法に基づいて行っています。

必ず受けてください。

### 2 事故発生時について

(1) 負傷事故や急病人が発生した場合、すぐに先生に連絡してください。

A. 平常時（授業中、休み時間）

事故発生→①授業担当の先生②保健室③担任

B. 平常時以外（休日、放課後、登下校、その他）

事故発生→①部活動顧問②担任

(2) 近隣の救急病院

日本医科大学付属病院

文京区千駄木 1 - 1 - 5    03-3822-2131(代)

東京都立駒込病院

文京区本駒込 3 - 18 - 22      03-3823-2101(代)

東京大学医学部附属病院

文京区本郷 7 - 3 - 1      03-3815-5411(代)

### 3 保健室について

保健室は、生徒の健康の保持・増進を目的とし、健康診断、健康相談、救急処置、保健指導、保健管理等を行っています。

(1) 保健室では、学校や通学途中での突発的な疾病、負傷に対しての応急処置を行います。処置は原則として初めの1回だけです。必要に応じて帰宅後に医療機関（専門医）を受診し、結果を保健室に連絡してください。（緊急の場合は除く）

保健室が不在の場合は、職員室にいる生徒部の先生の指示に従ってください。

(2) なるべく休み時間に利用し、「保健利用カー

ド」に必ず記入してください。

授業時間に利用する場合は、必ず授業担当の先生の許可を得てから来てください。

処置終了後、「保健室連絡カード」を発行しますので、授業担当の先生に渡してください。

(3) 休養は、原則として、1時間程度で回復する見込みのある場合に限ります。(睡眠不足の場合の休養はありません。)

長時間休養が必要な場合は早退になります。

(4) 保健室では医薬品を渡していません。薬の必要な人は受診し、医師の指示に従って使用してください。また、普段よく使用している薬は携帯しましょう。

(5) 心身の悩みや相談をすることもできます。また、B棟3階相談室に週2回、スクールカウンセラーが在室していますので、希望する場合は利用

できます。

#### 4 日本スポーツ振興センターについて

- (1) 学校の管理下（通学途中，校内，学校行事，部活等）で負傷した場合，独立行政法人日本スポーツ振興センターより医療費が給付される可能性があります。
- (2) 医療保険並みの療養に要した費用（患者負担分と保険負担分の合計額）の4/10が支給されます。但し，治療費の合計が5,000円未満（医療機関の窓口で保険証を提示した場合は1,500円未満）の場合は，支給の対象となりません。
- (3) 請求する場合は，保健室に書類を取りに来てください。
- (4) 災害給付を受ける権利は，その給付事由が生じた日から2年間請求を行わない場合は，時効によって消滅します。

## 5 学校感染症と出席停止について

次の感染症と診断された場合は、速やかに学校に連絡し、医師より許可が出るまで、家庭にて休養してください。その後、医師の登校許可が出て、登校を再開する際には、本校ホームページにある「学校感染症罹患報告書」に保護者が記入し、併せて、医療機関受診が証明できるものとして、日付入りの診療報酬明細書（写し可）、薬剤情報提供書（写し可）又はお薬手帳の写しのいずれかを担任に提出してください。この期間は、出席停止扱いとなり、休んでも欠席扱いにはなりません。なお、病状により、医師の治癒証明書等の提出が必要になる場合もあります。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、

重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群，特定  
鳥インフルエンザ

※上記の他，新型インフルエンザ等感染症，指定  
感染症及び新感染症

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエン  
ザ，新型インフルエンザ等感染症を除く），百日  
咳，麻疹（はしか），流行性耳下腺炎（おたふくか  
ぜ），風疹，水痘（水ぼうそう），咽頭結膜熱（プ  
ール熱），結核，髄膜炎菌性髄膜炎，新型コロナウイルス感染症

第三種 コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌  
感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜  
炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

※第三種，その他の感染症については，流行の状  
況や学校医の意見等から，校長が出席停止と認め  
る場合です。上記以外の感染症にかかり，主治医

から休養を指示された場合は、すぐに担任に連絡  
してください。

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、東京都立向丘高等学校全日制生徒会（以下「生徒会」という）と称する。

第2条 本会は、校訓「自主・誠実・明朗」を基として、生徒会の自主的活動を推進し、会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 生徒会は、全生徒をもって会員とし、顧問には職員を委嘱する。

第4条 生徒会会員は、会則に定められた権利と義務を有する。

第5条 生徒会は、第2条の目的を遂行するため次の組織を置く。

- 1 生徒総会（第2章）
- 2 役員会（第3章）

- 3 選挙管理委員会（第4章）
- 4 生徒評議委員会（第5章）
- 5 文化祭実行委員会（第6章）
- 6 美化委員会（第7章）
- 7 図書委員会（第8章）
- 8 保健委員会（第9章）
- 9 体育祭実行委員会（第10章）
- 10 編集委員会（第11章）
- 11 防災委員会（第12章）
- 12 広報委員会（第13章）
- 13 臨時委員会（第14章）
- 14 生徒集会（第15章）
- 15 ホーム・ルーム（第16章）
- 16 部及び同好会（第17章）

第6条 役員及び臨時委員会を除く各委員の任期は、1年とする。

第7条 第1回の委員会は、生徒会役員が招集し、進行する。

第8条 生徒評議委員会、臨時委員会を除く各委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長2名、書記2名を選出する。選ばれた委員は次の任務を行う。

1 委員長は委員会の運営を図り委員会の議長として司会する。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故ある時は、その任務を代行する。

3 書記は、議事を議事録に記録し、保存する。

第9条 選挙管理委員会を除いた各委員会の委員長は、随時委員会を招集し、運営する。

第10条 生徒会の各組織は、顧問の指導を受けて活動し、その決議事項は、顧問を経て学校長に報告し、その許可を受け実施する。また年次計画、

会則の改正，その他主要事項は職員会議の承認を必要とする。

## 第 2 章 生徒総会

第 11 条 生徒総会は生徒会の最高議決機関であり，生徒全員を持って組織する。

第 12 条 生徒総会は，会員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。ただし 2 月及び 3 月は，  
1 ・ 2 学年の会員の 3 分の 2 以上とする。

第 13 条 生徒総会の議長団は生徒会役員以外の評議委員より選出する。ただし，リコール要求の場合の総会は，第 19 章附則の項の第 80 条第 5 項による。

第 14 条 次の事項は，生徒総会に諮らなければならない。

- 1 役員承認
- 2 予算及び決算

3 生徒会年次計画の承認

4 会則の改正

第 15 条 生徒総会は、役員会及び評議委員会が必要と認めた場合または会員の 6 分の 1 以上の要求があれば開かれる。

第 16 条 生徒総会の議事は、議長団書記が記録し、生徒会が保存する。

### 第 3 章 役 員 会

第 17 条 役員会は、生徒会を代表する組織であり、生徒会を総括する。

第 18 条 役員会は、原則として、会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名、庶務 2 名、部担当委員 1 名を持って組織する。また、生徒会の組織意義を理解し活動をサポートする意思のある生徒、若干名で構成される。執行部を置くことができる。

第 19 条 役員会は選挙管理委員会を除く各委員会より提案された議案を審議し，要請議題を取捨選択する。また渉外の任に当たる。

第 20 条 役員は役員会の任務の他に，次の任務を行う。

1 会長は生徒会を代表し，生徒評議委員会の委員長となる。また，生徒集会の司会を行う。

2 副会長は，会長を助け，会長に事故ある時は，その任務を代行する。

3 書記は，会長と連絡して，生徒会事務を行う。

4 庶務は，生徒会活動の庶務を担当する。

5 会計を除く役員で会計監査を行う。

第 21 条 役員会の役員は選挙管理委員を兼任することはできない。

#### 第 4 章 選挙管理委員会

第 22 条 選挙管理規定により，生徒会の選挙に関する事務及びリコール要求に関する事務を管理するため，選挙管理委員会を置く。

第 23 条 選挙管理委員会は，各ホーム・ルームより 2 名ずつ選出された選挙管理委員をもって組織する。

第 24 条 選挙管理委員は，生徒会役員を兼任することはできない。

## **第 5 章 生徒評議委員会**

第 25 条 生徒評議委員会は，生徒総会に次ぐ生徒会の議決機関である。

第 26 条 生徒評議委員会は，年次計画，各委員会の運営大綱，同好会から部への昇格審議，同好会の発足審議，その他会員及び顧問の要求に応じ生徒会の目的にふさわしい事柄について審議し，必要と認めた時に臨時委員会を設置する。

第 27 条 生徒評議委員会は、役員会及び各ホーム・ルームで選出された 2 名の評議委員をもって組織する。

第 28 条 生徒評議委員会の委員長は、生徒会長がこれに当たる。

## 第 6 章 文化祭実行委員会

第 29 条 文化祭の企画・運営のために、文化祭実行委員会を置く。

第 30 条 文化祭実行委員会は各ホーム・ルームより選出された 2 名の文化祭実行委員をもって組織する。

第 31 条 文化祭実行委員会は、生徒会役員と協力し、文化祭の実施計画を立案し、顧問の協力を受けてこれを行う。

## 第 7 章 美化委員会

第 32 条 校内の美化の向上に努めるため、美化委

員会を置く。

第 33 条 美化委員会は各ホーム・ルームより選出された 2 名の美化委員をもって組織する。

第 34 条 美化委員は、ホーム・ルームにおいて、教室の美化に努める。

## 第 8 章 図書委員会

第 35 条 学校図書館の運営を推進するために、図書委員会を置く。

第 36 条 図書委員会は、各ホーム・ルームより選出された 2 名の図書委員をもって組織する。

第 37 条 図書委員会は、図書館の運営、図書の管理など図書の利用に関する業務を行い、そのための規則を制定することができる。

## 第 9 章 保健委員会

第 38 条 保健衛生・安全を推進するために保健委員会を置く。

第 39 条 保健委員会は各ホーム・ルームより選出された男女各 1 名の保健委員をもって組織する。

第 40 条 保健委員会の任務は次の通りとする。

- 1 健康診断に関する補助
- 2 行事等での応急処置や保健衛生に関する補助
- 3 その他の保健衛生に関する事項

## 第 10 章 体育祭実行委員会

第 41 条 体育祭の企画・運営のために体育祭実行委員会を置く。

第 42 条 体育祭実行委員会は各ホーム・ルームより選出された男女各 5 名の体育祭実行委員をもって組織する。

第 43 条 体育祭実行委員会の任務は次の通りとする。

体育祭実行委員会は、生徒会役員と協力し、体育祭の実施計画を立案し、顧問の協力を受けてこれ

を行う。

## 第 11 章 編集委員会

第 44 条 生徒会誌「おおとり」を編集・発行するために、編集委員会を置く。

第 45 条 編集委員会は、各ホーム・ルームより選出された 2 名の編集委員をもって組織する。

## 第 12 章 防災委員会

第 46 条 防災に対する意識を高め、防災訓練等に寄与するため、防災委員会を置く。

第 47 条 防災委員会は、各ホーム・ルームより選出された 2 名の防災委員をもって組織する。

第 48 条 防災委員は、学校及び学級内において、防災に対する意識を向上させるための各種の活動に携わる。

防災訓練等実施時において、各学級のリーダーとして必要な活動を行う。また、避難訓練時等にお

いては、「防災活動支援隊」を組織し、訓練等に必要  
な協力をする。

第 49 条 防災委員会は、防災活動における学校の  
外部との連携をする。

### **第 13 章 広報委員会**

第 50 条 学校説明会・授業公開等、学校の広報  
活動に寄与するため、広報委員会を置く。

第 51 条 広報委員会は、各ホーム・ルームより選  
出された 2 名の広報委員をもって組織する。

### **第 14 章 臨時委員会**

第 52 条 臨時委員会は、生徒評議委員会が必要と  
認めた時に設置する。

第 53 条 臨時委員会は、委員長 1 名、書記 1 名  
及び必要な委員をもって組織し、詳細は生徒評議  
委員会で決める。

### **第 15 章 生徒集会**

第 54 条 生徒集会は、議決事項を含まない生徒の集まりであり、生徒会会員をもって組織する。

第 55 条 生徒集会は、随時、生徒会会長が校長の許可を得て招集し司会する。

第 56 条 生徒集会は、各委員会の決議事項を伝達し、生徒評議委員会の企画による討論等を行う。

## 第 16 章 ホーム・ルーム

第 57 条 ホーム・ルームは全会員が所属する最小単位で、委員及び係は、担任の指導により独自のホーム・ルームの運営を行う。

第 58 条 ホーム・ルームの議長・副議長は評議委員が兼任する。ただし、ホーム・ルームで話し合い決定すれば、評議委員と別に議長・副議長を選出しても良い。

第 59 条 ホーム・ルームは必要に応じて様々な係を置くことができる

ホーム・ルームの議長・副議長はホーム・ルーム  
の中心として活動し、各係はお互いに協力して係の  
運営を図る。

第 60 条 ホーム・ルームは生徒会の諸問題その他  
を生徒評議委員会の議題として、役員会に提出す  
ることができる。

## 第 17 章 部・同好会

第 61 条 部及び同好会は生徒の個性及び趣味を尊  
重し、生徒相互に協力して能力を伸張するととも  
に、自主的、自発的な活動を行うことを目的とす  
る。

第 62 条 部は文化部、運動部の 2 つに大別す  
る。

第 63 条 部・同好会は 5 名以上の人数がいるこ  
とを原則とし、1 名以上の顧問を委託して、組織  
する。

第 64 条 部には予算請求権を認める。同好会には請求権を認めない。

第 65 条 部・同好会の設置改廃に関しては次の通り生徒評議委員会において行う。

1 部への昇格は、同好会として 1 年以上の活動実績と存続可能と認められる事と、5 人以上の人数がいることを条件とする。

2 部昇格の審議は、予算審議以前に行い、予算請求機会を与えること。

3 部の改廃は、2 年間にわたっての活動状況をみて、部としての活動が認められない時。

第 66 条 会員はいずれかの部、同好会に所属することができる。複数の所属を認めるが、高体連への複数登録は認められない。(高体連規約)

第 67 条 会員は年度始めに所属する部に登録する。

第 68 条 部は、部長、副部長、会計を選出し、その運営に当たる。

第 69 条 部の生徒会予算は生徒会会計を通じて支出される。ただし、各部の部費の徴収を妨げない。

第 70 条 生徒会予算及び部費は、顧問の承認を得て徴収・支出しなければならない。

## 第 18 章 会 計

第 71 条 生徒会は、生徒会運営のため年額 5,000 円（予定）を会費として徴収する。

第 72 条 生徒会は、第 71 条による収入及び雑収入について支出する。

第 73 条 会計の出納は、必要に応じて経営企画室に委嘱することができる。

第 74 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 75 条 会費の収入・支出に関しては常に顧問の指導を受けなければならない。

第 76 条 会計はその他の役員と協力して予算案を編成する。また、決算報告を行う。

## 第 19 章 附 則

第 77 条 各委員で作った規則は、その年度内においてのみ有効である。

第 78 条 各会議は委任状を含めてその組織の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、この場合でも実際の出席者は過半数でなければならない。この議決に特に定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 79 条 本会則の改正

1 発議 全会員の 6 分の 1 以上の要求、あるいは生徒評議委員会の発議により、その過半数の

賛成をもって採択する。

2 審議 生徒評議委員会において審議する。

ただし必要に応じて規約改正のため臨時委員会を組織することができる。

3 議決 生徒評議委員会の3分の2以上の賛成を得たあと、生徒総会に諮り、全会員の過半数の賛成をもって議決し発効する。

第80条 生徒会役員に対してのリコール要求は次の通り行う。

1 リコール要求は、会員の6分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に提出することができる。

2 選挙管理委員会は、リコール要求についての審議を翌日中に行わなければならない。

3 選挙管理委員会において過半数で可決した場合は、総会に諮らなければならない。選挙管理委

員会において否決の場合は却下する。

4 生徒総会において過半数で可決した場合  
リコールが成立し、否決の場合は却下する。

5 前項の総会は、選挙管理委員会が招集し、司  
会する。また議長は選挙管理委員会が専任する。

6 リコール成立の場合、選挙管理委員会は選  
挙管理規定に基づいて改選手続きをとり、翌  
日中に公示しなければならない。

第 81 条 本会則は、2016 年 4 月 1 日より発効  
する。

## 選挙管理規定

第 1 条 生徒会役員を選出するため、選挙管理規定を定める。

第 2 条 生徒会役員は、会員の直接投票により選出する。

第 3 条 選挙は、5 月に行う。

第 4 条 公示は、選挙の 30 日以内に行わなければならない。

第 5 条 立候補者は、公示後 2 週間以内に、選挙管理委員会に届けなければならない。

第 6 条 立候補者が定数以内の場合には、信任投票とする。不足分は第 7 条の手続きにより、候補者を立てる。

第 7 条 1 ・ 2 学年より会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名、庶務 2 名、部担当委員 1 名の不足分を推薦により選出する。

第 8 条 辞退届は、指定された日時以前に、選挙管理委員会に提出することができる。また、辞退届受理は選挙管理委員会に一任する。

第 9 条 候補者公示は、選挙の 5 日前迄に行われなければならない。

第 10 条 選挙管理委員会は、1 回以上の立会演説会を開かなければならない。

第 11 条 候補者は、選挙管理委員会を定めるところによる選挙運動を行うことができる。

第 12 条 投票後、選挙管理委員会は、顧問立ち会いの上で直ちに開票し、票の多い順に当選を決定する。

第 13 条 選挙管理委員会は、当選の結果を総会及び校長の承認を得て正式に発表する。

第 14 条 本規定は、生徒評議委員会の議決により 2014 年 4 月 1 日より実施する。

## 学校感染症 罹患報告書

感染症が治癒し、登校して差し支えないと医師から指示がありましたので、登校を再開します。

記

1. 年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

2. 罹患感染症名 \_\_\_\_\_

3. 出席停止期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

4. 特記事項 (何かある場合はご記入ください)

[ \_\_\_\_\_ ]

5. 受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

\*この用紙に保護者が記入し、登校再開の際、生徒から担任へ提出してください。

\*医療機関受診が証明できるものとして、日付入りの診療報酬明細書(写し)や薬剤情報提供書の(写し)又はお薬手帳(写し)のいずれかを併せてご提出ください。

\*病状によっては、医師の治癒証明書等を提出していただく場合がございます。